

農業委員会定例会 6月

1. 開催日時 令和3年6月18日 午後2時10分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 職務代理、11番委員

4. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 非農地証明願承認について

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画（案）について

議案第5号 農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）について

議案第6号 農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域への編入）について

5. その他

6. 会議の概要

事務局	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	こんにちは。先程（香川県農業会議による農政情報の話の中で）、タブレットの件で [REDACTED] 局長にうかがったのは、先月 25 日の全国大会で [REDACTED] の方がタブレットのことを話されていたからです。そこでは、農業委員会の定例会も全てタブレットで行っているとお話ししていました。将来的には IT 化の時代の中で、おそらく小豆島町も（IT 化に）取り組まなければならぬ日がくるでしょう。小豆島町でも議会の方では（タブレット導入について）そのような話が出ていたように思います。
事務局	議会では既にタブレットが導入されております。
議長	そうですか。導入されているそうです。そのような（IT 化の）流れの中で、県下の状況をお聞きした次第です。いろいろ前段で [REDACTED] 局長からお話をございました。厳しい農業情勢でございますが、皆様方のいろいろなご尽力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。今日は（当初予定していた開会時刻より）時間が少し経っていますので、早速ですが会の方に入らせていただきます。 本日の議事録署名人ですが、4 番委員、5 番委員にお願いします。 それでは、議案第 1 号（農地法第 3 条の規定による許可申請）の 1 番から 4 番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	1 番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の [REDACTED] 田 860 m ² と [REDACTED] 田 407 m ² の計 2 筆 1,267 m ² について 2 番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の [REDACTED] 田 248 m ² について 3 番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の [REDACTED] 田 397 m ² について 4 番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の [REDACTED] 畑 487 m ² と [REDACTED] 畑 426 m ² の計 2 筆 913 m ² について [REDACTED] の [REDACTED] が譲り受け、申請地では [REDACTED] を栽培する計画となっています。[REDACTED] の現在の経営規模は 173,619.29 m ²

で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 この辺りは何十年と耕作されていない畠が多いですが、この辺を [REDACTED] [REDACTED] が耕作しているので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、[REDACTED] 在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 畑 264 m² と
[REDACTED] 田 46 m² と
[REDACTED] 田 288 m² の計3筆598 m²について
[REDACTED] の[REDACTED]さんが譲り受け、申請地の[REDACTED]、[REDACTED]
では[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]では[REDACTED]を栽培する計画となっています。[REDACTED]さんの現在の経営規模は5,189 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

3番委員 [REDACTED]さんは長年地元から[REDACTED]に移られていて、この畠には[REDACTED]を植えていましたが長く放置されていました。地元に帰る予定もないため、今回、親戚筋にあたる[REDACTED]さんに譲るという話が出たようです。長らく放任していたわけで、また、（今回譲り受ける）[REDACTED]さんが一部掃除をしていたようなので、以前より良くなると思います。問題ありません。

9番委員 この[REDACTED]はどこにありますか。

- 事務局 [REDACTED] は現地確認不能のため、登記簿には存在しますが、場所が確定していない土地ということで公図には出てきません。おそらく、図面の 9 ページの [REDACTED] の左下 [REDACTED] の近くだと思われますが、確定されていない土地になってきます。法務局に確認したところ、今回のように確定されていない土地であっても、3 条で農地としての所有権移転登記は可能なため、今回申請に上がってきてています。
- 議長 このような現地確認不能の土地の案件は今までなかったのでしょうか。
- 事務局 令和元年度にも [REDACTED] の方がありました。
- 3 番委員 この圃場は [REDACTED] の上流にあり、大雨や自然災害で土地が川の中に入ってしまっているのだと思います。この川は大雨の度に広がっているので、46 m² の土地だから、川の中にあるのでしょうか。
- 9 番委員 公図がないのはどうなのかなと思います。
- 3 番委員 もともとはあったのでしょうか、川による浸食があったのでしょうか。
- 9 番委員 地籍にもないということですね。
- 事務局 そうですね。非農地証明の場合は、農地をそれ以外の地目にするため、場所を確定させる必要がありますが、今回、3 条申請なので農地を農地のまま所有権移転する場合は場所を確定させなくても登記の移転が可能だと聞いています。
- 9 番委員 ありがとうございます。
- 議長 土地がなくなったのは、先程、3 番委員がおっしゃったとおりでしょう。[REDACTED] の上側くらいにあったのかなと推測されます。
- 3 番委員 川の法面ですからね。
- 議長 図面から消えたのでしょうか。この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明の前に、議案の記載について、譲渡人の住所は代表して [REDACTED] の住所を記載しています。

6番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] 所有の

[REDACTED] 畑 221 m² について

[REDACTED] の [REDACTED] さんが譲り受け、申請地では [REDACTED] を栽培する計画となっています。[REDACTED] さんの現在の経営規模は 652 m² で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

12番委員 [REDACTED] さんが説明に来られまして、自分の自宅の隣の畠だそうです。売買の際に住宅とセットになっていました。特に問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第2号（非農地証明願承認）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の

[REDACTED] 畑 210 m² と

[REDACTED] 畑 550 m² と

[REDACTED] 畑 679 m² と

[REDACTED] 畑 964 m² と

[REDACTED] 畑 123 m² の計5筆 2,526 m²

について過去の自然災害により長年に渡り耕作放棄状態が続き、山林化したため農地として復旧することが困難となったものです。山林化し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 航空写真的とおりで、かなり山の中の畠で耕作が難しいため、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第2号（非農地証明願承認）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 畠 38 m² と
[REDACTED] 畠 269 m² の計2筆307 m²

について農地法の施行前から農地の状態ではないものです。周辺道路が現在の状況になってからは隣接する宅地と一体的に利用されており、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。

議長 地元委員は私ですが、現地の確認も行いましたし、経過についてもお聞きしております。ここには[REDACTED]の立派な[REDACTED]が建っており、宅地と一体になっています。大正時代から宅地と一体であるようで、木が植わっていますが100年を超えるようなものが10本程あります。これを非農地証明として出すということで、皆様方のご意見をうかがい、そうすればきちんとした整理ができるように思います。

この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■在住の■さん所有の
■畠 914m² と
■畠 920m² の計2筆1,834m²について
■の■が、新たに借り受けるものです。
申請地では、■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となって
います。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 ■からは何も聞いていませんが、■は前からここで耕作
していましたか。

事務局 今回の申請は新規です。

1番委員 新規だそうですが、木は20年ぐらい経つ成木があるため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■在住の■さん所有の
■畠 1,145m² について
■の■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、■を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっ
ています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし

ているものと判断しています。

議長 地元委員は欠席ですが、事務局で何か聞いていませんか。

事務局 職務代理からは問題ないと伝えてくださいと聞いております。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■在住の■さん所有の
■田 239 m²について
■の■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、■を栽培する計画で、期間は2年間の賃貸借となってい
ます。
本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 ■さんは前回、■に出ておりましたので皆さんご存知のことと
思います。昨年から■で中心となって■を作られている■さんの紹介
で、今回借りるそうです。■も植わっているため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 今回申請されるのは初めてですね。現在の職業は■と異なりますが、こ
れから頑張ってほしいです。ご異議がないようでございますので、申請の
とおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、■在住の■さん所有の
■畠 1,209 m² と
■畠 263 m² の計2筆1,472 m²について
■の■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっていま
す。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 先程の■さんの奥さんになります。なぜ奥さん名義かわからなかつ
たため、■さんに確認したところ、奥さん名義で申請させてくださいと
話があったそうです。1209 m²の広い方で品種は決まっていませんが■を
栽培するということで、来年に向け準備をされているそうです。263 m²の
(土地の) 方で■を植えたいなということで、現在草刈り等をされてい
るそうです。特に問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。奥さん名義でされる理由はわかります
か。

事務局 理由は聞いていません。

7番委員 新規就農で相談はありましたか。

事務局 新規就農者の制度については相談がありましたが、特段、認定新規就農者
になろうとはされていないようです。

議長 この方は■を立ち上げられていて、(活動の中で) ゆくゆくは子供たちに
農作業を手伝わせるなどを考えているのではないか。

事務局 そういうお話はされていました。

議長 たぶん、そのようなことが本人の意向だと思います。他にありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 田 557 m² について
[REDACTED] の [REDACTED]さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、[REDACTED]、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は2年間の賃貸借となっています。
本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 以前から、[REDACTED]さんには新規就農の相談を受けていました。私も手伝ってもらっていて、この方ははじめて問題ありません。

議長 私もお会いしております。頑張ってほしいですね。皆さんも温かく見守ってください。この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 宅地（現況：畠） 602.82 m² について
[REDACTED] の [REDACTED] が、新たに借り受けるものです。
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は1年7月間の賃貸借とな

っています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員 この畠は以前から [REDACTED]さんが作っていたように思ったので、役場に確認したところ、今まで契約ができていなかったようなので、今回新たに利用権を設定するそうです。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 7番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 宅地（現況：畠） 204.66 m² と
[REDACTED] 畠 82 m² と
[REDACTED] 畠 35 m² の計3筆321.66 m²について
[REDACTED] の[REDACTED]さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となって
います。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員は私です。更新で、[REDACTED]さんも熱心に作られていますので問題ありません。

この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 8番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の
[REDACTED] 田 741 m² と
[REDACTED] 田 759 m² と
[REDACTED] 畑 587 m² の計3筆2,087 m²について
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付けるものです。
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は6年間の賃貸借となって
います。
本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 [REDACTED]は[REDACTED]が植わっており、[REDACTED]、[REDACTED]は草を刈っていて耕して
いました。間に機構が入っているため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第4号（農用地利用配分計画）について、事務局から説明をお願
いします。

事務局 議案第4号は、農地中間管理事業として現在貸し付けている
[REDACTED] 畑 2,661 m²
について、[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付ける計画となっ
ています。
本申請地は、(公財)香川県農地機構が借り受け、[REDACTED]の[REDACTED]
に貸し付けていますが、[REDACTED]さんにその権利を移転するもので
す。
申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は3年1月間の賃貸借とな

っています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 ここは [REDACTED] が植えていましたが、木の品種が [REDACTED] の欲しいものではなかったため、毎年実も取っていませんでした。昨年 [REDACTED] に聞いたときは、木を抜いて売ろうと考えていると話されていましたが、今日 [REDACTED] さんに聞いたら、[REDACTED] さんが木も全て買うそうです。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第5号（農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外））について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の
[REDACTED] 畦 936 m² と
[REDACTED] 畦 296 m² の計2筆 1,232 m²
について [REDACTED] の [REDACTED] が、資材置場を整備するための
農用地区域からの除外となっています。

[REDACTED] は現在、[REDACTED] に使用する骨材を自社の [REDACTED] 内
に保管していますが、近年の運搬船の大型化により一度に運び込まれる [REDACTED]
の量が増大しており、保管場が不足している状況であるため、新たに保
管場所を整備することとしています。

計画地の選定にあたっては、自社の [REDACTED] に隣接して位置する申
請地が最適地として選定されたようです。

申請地は北側から東側にかけて道、南側は水路を介して、周囲を雑種地、
山林、宅地に接しており、申請地の農振除外によって、他の農地の利用へ
の支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘査しても特に問題はな
いものと判断されます。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10 番委員 事務局の説明のとおりです。社長にも確認しました。問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第6号（農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域への編入））について、1番から7番まで関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 議案の訂正をお願いします。6番と7番の譲渡人の住所で「[REDACTED]」となっているところが、「[REDACTED]」になります。

1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の

[REDACTED] 畦 585 m² と

[REDACTED] 畦 1,021 m² の計2筆 1,606 m²について

2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の

[REDACTED] 畦 922 m² について

3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の

[REDACTED] 畦 488 m² について

4番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の

[REDACTED] 畦 317 m² と

[REDACTED] 畦 198 m² の計2筆 515 m²について

5番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の

[REDACTED] 畦 367 m² について

6番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の

[REDACTED] 畦 378 m² について

7番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の

[REDACTED] 畦 396 m² について

農用地区域へ編入する申請となっています。

申請地では、荒廃農地等利活用促進事業を活用して一集落営農組織により農地の再生を行うことが見込まれていますが、事業対象農地が農用地区域内であることとされているため、農用地区域へ編入するものです。

[REDACTED]地区に農用地区域はありませんが、農地再生後は[REDACTED]、[REDACTED]等を

栽培することが計画されており、申請地は農業の振興を図る一定規模の団地を形成することから、申請地の編入によって、特に問題となるものはないと判断されます。

議長 これは私が担当する地区の案件ですが、前にクラウドファンディングをしていた■さんという方の案件です。■もかんでいます。もう少しいい農地があったように思いますが、荒廃地農地の補助事業を受けるために、農振除外はよくありますが稀である農用地への編入をするようです。ここは■に抜ける道に上がった所にあり、(現在、山のごとくなつており、)山と段々畑と両方を再生するということです。農振地に組み込むために、県からの指導で面積要件なんかがあるのかなと思います。

事務局 編入にあたって、■さんとしてはいくつか候補地があり、とびとびより塊としてまとまった方がいいため、(所有者と)話がついて、かつまとまった(一団の)土地が今回の申請地となります。

9番委員 ここは堀越へ抜ける道ですか。

議長 そうです、■ではなく■です。要は、■がおもとでございまして、補佐役が■さんで■の■さんも熱心にされています。

9番委員 あまり若くなかったように思いますが、確か■さんと同い年でしたね。

議長 年を取っていますが、頑張ってほしいですね。■さん自身も■から■に移られています。また、■も現在借りられているところの管理はきちんとされているので問題ないでしょう。

10番委員 開墾には重機を使いますか。

議長 いるでしょう。ここは、50年くらい荒れているため、重機が必要です。この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。
職務代理者が休まれており、私の方から閉会のあいさつをさせていただきます。お忙しいところ、ありがとうございました。

閉　　会　　午後2時5分

議　　長　　会長

議事録署名人　　4番

議事録署名人　　5番